

京都市消防局訓令甲第6号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市火災予防規程の一部を次のように改正する。

平成17年3月31日

京都市消防局長 森 澤 正 一

目次中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第2条第4号中「担当する査察対象物に対し、当該査察員が」を削り、同条第5号中「査察員が担当する査察対象物に対し、当該査察員を含む」を削り、「消防職員」を「査察員」に改め、同条第6号中「別表第1に掲げる防火対象物であつて」を「法第2条第2号に規定する防火対象物のうち」に改める。

第5条第1号から第5号までの規定中「防火対象物」を「査察対象物」に改め、同条第6号中「又は署長」を「、署長又は査察員」に、「防火対象物」を「査察対象物」に改める。

第6条の見出し中「防火対象物」を「査察対象物」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「法第2条第2号に規定する防火対象物」を「査察対象物」に、「当該防火対象物」を「当該査察対象物」に、「次の各号に掲げるところ」を「別表第1の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる範囲の防火対象物」に改め、同項各号を削り、同条第2項を削る。

第7条各号列記以外の部分中「次の各号」を「別表第1」に、「防火対象物」を「査察対象物」に、「それぞれ該当各号に定めるところによるもの」を「次に掲げるところ」に改め、同条第1号中「6箇月」を「12箇月」に改め、同条第2号中「1

0箇月」を「18箇月」に改め、同条第3号及び第4号中「12箇月」を「24箇月」に改める。

第12条第1項中「署長」を「査察員」に改め、「管内の防火対象物に対し」を削り、「別に定めるところにより処理し、適正に管理しなければ」を「署長に報告しなければ」に改め、同条第2項中「第6条第1項に掲げる防火対象物」を「必要に応じ、管内の査察対象物」に改め、「査察結果通知書（第1号様式）又は」を削り、「第1号様式の2」を「第1号様式の3」に、「当該防火対象物」を「当該査察対象物」に、「管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）」を「管理権原者」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 署長は、前項の査察の結果を別に定めるところにより処理し、適正に管理しなければならない。

3 査察員は、査察を実施した査察対象物について、消防法令違反又は火災予防上の不備事項が認められるときは、当該消防法令違反又は火災予防上の不備事項を査察結果通知書（第1号様式又は第1号様式の2）により、当該査察対象物の管理について権原を有する者（以下「管理権原者」という。）又は関係者に通知することができるものとする。

4 査察員は、前項の規定により通知を実施したときは、その内容を署長に報告しなければならない。

第13条第2項中「前条第2項」を「前条第3項」に改め、「又は」の右に「同条第5項に規定する」を加え、「提出させるよう」を「提出するよう」に改める。

第16条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「第1種対象物、第2種対象物又は第3種対象物」を「別表第1に掲げる査察対象物（第4種対象物の項第5号を除く。）」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第20条第3項中「, これを受理したのち」を削り, 同条第4項中「第4号様式による修了証」を「修了証(第4号様式)」に改める。

第22条を削る。

第21条第1項中「消防法施行規則(以下「規則」という。)第3条第5項」を「規則第3条第8項」に改め, 同条を第22条とし, 第20条の次に次の1条を加える。

(甲種防火管理再講習の実施)

第21条 局長は, 次に掲げる者に対し, 防火管理に関する知識及び技能の向上を図るための講習(消防法施行規則の一部を改正する省令(平成15年6月13日総務省令第90号)附則第2条に規定する甲種防火管理再講習をいう。以下「甲種防火管理再講習」という。)を定期的に実施するものとする。

(1) 政令第4条の2の2第1号に規定する防火対象物の防火管理者(消防法施行規則(以下「規則」という。)第2条の2の2に規定する防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。)

(2) 政令第3条第1項第1号イに規定する防火管理講習を受講し, その課程を修了した者のうち, 局長又は署長が特に必要と認めるもの

2 前条第2項から第6項までの規定は, 甲種防火管理再講習について準用する。この場合において, 同条第2項中「防火管理講習」とあるのは「甲種防火管理再講習」と, 同条第3項中「防火管理講習受講申込書(第3号様式)を提出させ」とあるのは「甲種防火管理再講習受講申込書(第3号様式の2)を提出させ, 当該申込みをした者の受講を認めるときは」と, 同条第4項から第6項までの規定中「防火管理講習」とあるのは「甲種防火管理再講習」と読み替えるものとする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り, 同条第2項中「当たって」を「関し必要な事項」に, 「前条第2項及び第3項の規定の例による」を「局長

が定める」に改める。

第25条を次のように改める。

## 第25条 削除

第26条第1項中「を受けようとするとき」を「にあつて」に改め、同条第2項中「共同防火管理協議事項届出書を受理しようとするとき」を「共同防火管理協議事項の届出にあつて」に、「, 当該届出書」を「, 当該届出」に、「を当該届出書」を「を同条に規定する届出書」に改める。

第31条各号列記以外の部分中「署長は」の右に「, 法第8条第1項の規定により防火管理者を定めなければならない防火対象物のうち」を加え、「の各号」を削り、「防火対象物」の右に「又はその部分」を加え、同条第2号を削り、同条第3号中「防火対象物」の右に「又はその部分」を加え、同号を同条第2号とする。

第35条中「, 当該報告書の内容を審査し」を削る。

第36条中「を受理した」を「の提出があつた」に改め、「内容を審査し, 」を削る。

第37条中「の防火対象物」の右に「で、次に掲げる防火対象物又はその部分（以下「防火自主点検対象物」という。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 政令別表第1(5)項イに掲げる防火対象物で、収容人員が30人以上の防火対象物
- (2) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物で、同表(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該用途部分の収容人員が30人以上の部分
- (3) その他署長が特に必要と認める防火対象物又はその部分

第40条第1項第3号中「第24条第4項括弧書き」を「第24条第3項第3号括弧書き」に改め、同項第4号中「第47条第1号ただし書、同条第5号ただし書、

条例第48条第1号ただし書又は同条第4号ただし書」を「第48条の2」に、  
「いす席固定免除又は客席避難通路特例適用申請書」を「劇場等の客席特例適用申請書」に改め、同条第2項中「に掲げる申請書を受理したときは、内容を審査するとともに」を「の規定による申請があった場合において」に改める。

第44条の次に次の1条を加える。

(優良防火対象物の公表)

第44条の2 署長は、管内にある法第8条の2の3に規定する防火優良認定証を掲げることのできる防火対象物のうち、当該防火対象物の管理権原者の承諾を得たときは、別に定めるところにより当該防火対象物の名称、所在地その他必要な事項を公表できるものとする。

2 署長は、管内にある政令別表第1(5)項イに掲げる用途を有する検証対象物のうち、別に定める防火管理体制指導マニュアルに基づく自衛消防訓練の実施結果について検証した結果を、当該検証対象物の管理権原者の承諾を得たときは、別に定めるところにより当該検証対象物の名称、所在地その他必要な事項を公表できるものとする。

3 署長は、公表承諾書(第20号様式の2)により、前2項の承諾を得るものとする。

第49条第2項中「に規定する届出を受理した」を「の規定による届出があった」に、「その」を「同項の届出書の」に改め、同条第3項中「に規定する届出を受理したとき」を「の規定による届出があった場合」に改め、「において、」の右に「火災予防上」を加え、「実施し、必要な指導を行わなければ」を「実施しなければ」に改める。

第52条中「あった」の右に「場合において、火災予防上必要があると認める」を加え、「実施し、火災予防上必要な指導を行わなければ」を「実施しなければ」に

改める。

第56条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3号中「審査」を「確認」に改める。

第58条の表(2)の項中「掲げる建築物」の右に「(計画の変更に係る確認申請は、建築物の防火に関する規定についての変更が生じるときに限る。)」を加える。

第59条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「受理した」を「受け付けた」に、「必要と認めるものについて」を「火災予防上必要があると認めるときは」に、「実施すること」を「実施しなければならない」に改め、同条第5号の表中「受理した」を「受け付けた」に改める。

第60条第1項中「着手された」の右に「場合において、火災予防上必要があると認める」を加え、「必要に応じて」を削り、同条第2項中「に規定する防火対象物使用届出書を受理した」を「の規定による防火対象物の使用開始又は変更の届出があった場合において、火災予防上必要があると認める」に改め、「必要に応じて」を削る。

第61条第1項中「受理した」を「受け付けた」に改め、同条第3項中「第93条第3項」を「第93条第4項」に改める。

第62条第1項及び第63条第2項中「受理した」を「受け付けた」に改める。

第64条第1項各号列記以外の部分中「受理した」を「受け付けた」に改め、「の各号」を削り、同項第3号中「受理した」を「受け付けた」に改める。

第71条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第3項中「10日」を「7日」に改める。

第5章の章名中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第80条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「同じ。）」の右に「又は特殊消防用設備等(法第17条第3項に規定する特殊消防用設備等をいう。以下同

じ。）」を加え、「消防用設備等設置計画書」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書」に改め、同条第3項中「を受理した」を「の提出があった」に改める。

第81条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「消防用設備等着工届出書」を「工事整備対象設備等着工届出書」に改める。

第82条第1項中「に規定する着工届出書を受理した」を「の規定による届出があった」に改め、同条第2項中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第86条第2項中「に規定する特例適用申請書を受理した」を「の規定による申請があった」に改め、「内容を審査し」を削り、同条第4項中「特例適用申請書を返付する」を「特例適用の承認を決定し、申請者に通知する」に、「申請者に対し、当該特例適用申請書」を「当該申請者に特例適用申請書」に改める。

第88条第1項中「第3条の4第1項第3号ウ」を「第3条の4第1項第2号ウ」に改め、同条第2項中「に規定する届出書を受理した」を「の規定による届出があった」に、「その」を「同項の届出書の」に改める。

第89条第1項中「消防用設備等設置届出書」を「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」に改め、同条第2項中「に規定する設置届出書を受理した」を「の規定による届出があった」に、「その」を「同項の届出書の」に改める。

第90条第1項中「消防用設備等以外」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等以外」に改め、「除く。）」及び「当該消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加え、「又は同条第2項」を「同条第2項」に改め、「という。）」の右に「又は法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画（以下「設置維持計画」という。）」を加え、同条第5項中「設置された消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第91条第1項中「消防用設備等検査済証」を「消防用設備等・特殊消防用設備等

検査済証」に改め、同条第2項中「設備等技術基準」の右に「又は設置維持計画」を加え、同条第3項中「消防用設備等検査済証交付証明申請書」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付申請書」に、「消防用設備等検査済証交付証明書」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明書」に改める。

第93条中「第31条の6第3項」を「第31条の6第4項」に、「消防用設備等点検結果報告書」を「消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書」に改め、「係る消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第94条第1項中「第31条の6第2項」を「第31条の6第3項」に、「消防用設備等維持台帳」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等維持台帳」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」に加え、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「消防用設備等経歴表」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等経歴表」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

#### (5) 設置維持計画

第96条（見出しを含む。）中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第97条の見出し中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条各号列記以外の部分中「消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加え、「一」を「いずれか」に改める。

第98条第1項中「を受理した」を「の提出があった」に、「必要と認めるものにあつて」を「火災予防上必要があると認められるとき」に、「実施し、必要な指導を行わなければ」を「実施しなければ」に改める。

第99条第2項中「に規定する申請書を受理した」を「の規定による申請があつた」に改め、「内容を審査するとともに」を削る。

第100条第1項中「を受理した」を「の提出があった」に改め、「内容を審査し」を削る。

第103条中「内容を審査するとともに」を削る。

第104条中「受けた」の右に「場合において、火災予防上必要があると認める」を加え、「実施し、防火上支障がないことを確認しなければ」を「実施しなければ」に改める。

第110条各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同条第1号中「第41条の2」を「第41条」に改め、同条第3号中「電気用品取締法第25条又は第26条の6」を「電気用品安全法第10条」に、「を付して」を「が付されて」に改める。

第114条中「訓令」の右に「において別に定めることとされている事項及びこの訓令」を加える。

別表第1第1種対象物の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「検証対象物」の右に「を有する防火対象物」を加え、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 政令第4条の2の2第1号に規定する防火対象物

別表第2政令第3条第1項第1号イ及び同項第2号イに規定する資格を有する者の項中「修了証の写し」の右に「、都道府県知事若しくは消防本部及び消防署を置く市町村の消防長が政令第3条第1項に規定する防火管理に関する講習の課程を修了した者であると認めた証明書の写し」を加える。

別表第3(5)項イに掲げる防火対象物の項に次の1号を加える。

(3) 自動火災報知設備を設置する防火自主点検対象物のうち、前2号に該当しないもの

別表第3(6)項イに掲げる防火対象物の項の次に次の1項を加える。

(6)項ロに掲げる防火対象物 (1) 規則第13条第2項に規定するもの

別表第3(6)項イに掲げる防火対象物の項に次の2号を加える。

(3) (6)項ロ（規則第13条第2項に規定する防火対象物に限る。）に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存し、かつ、当該用途の部分の収容人員の合計が30人以上の当該用途部分

(4) 防火自主点検対象物を有する自動火災報知設備を設置する防火対象物のうち、第1号及び第2号に該当しないもの

別表第3備考を削る。

第1号様式の2を第1号様式の3とする。

第1号様式注以外の部分中「査 第 号」を削り、

「京都市 消防署長 印」を「(所属, 役職等) (階級) 印」に改め、「までに」の右に

「京都市 消防署長に」を加え、同様式別紙中

棟 等 名 称	項 目

を

棟 等 名 称

に改め、同様式を第1号様式の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

第1号様式（第12条関係）

査察結果通知書

	様	年	月	日
		消防署	課	
		査察員		
		連絡先（                      電話                      -                      ）		

あなたが                      されている次の防火対象物について、  
 消防法第4条                      の規定に基づく  
 消防法第16条の5  
 立入検査を                      年                      月                      日に実施したところ、次のとおり消防法令違反又は火災予防上の不備事項が認められましたので、速やかにこれを改修してください。  
 なお、当該不備事項の改修計画を「是正計画書」により作成し、                      年                      月                      日までに京都市                      消防署長に提出してください。

防火対象物	名                      称	
	所                      在                      地	

番号	棟等名称	消                      防                      法                      令                      違                      反                      又                      は                      火                      災                      予                      防                      上                      の                      不                      備                      事                      項                      の                      内                      容
	全                      般	<input type="checkbox"/> 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者を選任し、届け出ること。 <input type="checkbox"/> 消防法第8条の規定に基づき、消防計画を（作成・変更）し、届け出ること。 <input type="checkbox"/> 消防法第8条の2の規定に基づき、共同防火管理協議事項を（作成・変更）し、届け出ること。 <input type="checkbox"/> 消防法第8条の2の2の規定に基づき、防火対象物点検資格者に防火対象物を点検させ、その結果を報告すること。 <input type="checkbox"/> 消防法第17条の3の3の規定に基づき、設置されている次の消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検を実施し、その結果を報告すること。  <input type="checkbox"/> 設置されている次の消防用設備等又は特殊消防用設備等に不備が認められるので改修すること。  <input type="checkbox"/> 消防法第13条の規定に基づき、危険物保安監督者選解任の届け出を行うこと。 <input type="checkbox"/> 危険物取扱者のうち消防法第13条の23に規定する保安講習を受けていない者には、当該講習を受講させること。 <input type="checkbox"/> 消防法第14条の3の2の規定に基づき、定期点検を実施し、その点検記録を作成し、これを保存すること。       

注1 該当する□には、レ印がしてあります。  
 2 消防法令違反又は火災予防上の不備事項には、番号が付してあります。



第3号様式の2 (第20条関係)

甲種防火管理再講習受講申込書

(あて先)京都市消防局長	年 月 日
申込者の住所 〒	申込者の氏名  電話 —

京都市火災予防規程第21条に規定する甲種防火管理再講習の受講を申し込みます。

フリガナ	生 年 月 日	性 別
氏 名	年 月 日生	男・女
申込者に係る防火対象物又は事業所の所在地 〒	申込者に係る防火対象物名又は事業所名  電話 —	
防火管理者選任年月日	職 務 上 の 地 位	
講習修了年月日	修 了 証 番 号	
講習修了機関		
その他必要事項		

注 受講の申込みにあつては、甲種防火管理講習を修了したことを証する書面を添付してください。

防 火 管 理 講 習 受 講 票

京都市消防局

*受講番号	区 分	甲種再講習
-------	-----	-------

写 真 添 付 2.5cm×3cm	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	性 別	男・女
* 受 講 日	年 月 日	
* 講 習 会 場		

* 受 講 確 認

(注意事項)

- 1 受講当日は、この受講票と筆記具を必ず持参してください。
- 2 講習の途中で退席したときは、欠席とします。
- 3 講習会場での受付は、講習開始の30分前から行います。

注 \*印欄は、記入しないでください。

表面(文字)

第 号  
修了証  
(氏名)  
年 月 日生  
あなたは消防法施行令第3条第1項第 号の規定による  
種防火管理講習の課程を修了されました。  
よってこれを証します。  
年 月 日  
京都市消防長(氏名)



第4号様式中

を

裏面

受講記録

講習種別	受講年月日	実施機関

配色  
背 景：白  
文字及び罫線：黒  
記入欄(網かけ部分)  
：サインパネル

表面(文字)

第 号  
修了証  
(氏名)  
年 月 日生  
あなたは消防法施行令第3条第1項第 号の規定による  
種防火管理講習の課程を修了されました。  
よってこれを証します。  
年 月 日  
京都市消防長



に改める。

裏面

受講記録

講習区分	実施機関
受講年月日	修了証番号

配色  
背 景：白  
文字及び罫線：黒

第6号様式注2を次のように改める。

- この決定に不服があるときは、この処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に、京都市消防局長に対して審査請求をすることができます。  
また、この処分を受けた日(京都市消防局長に審査請求をしたときは、当該審査請求に対する京都市消防局長の裁決を受けた日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消し

の訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。

第14号様式注以外の部分中「第24条第4項括弧書き」を「第24条第3項第3号括弧書き」に改め、「平成」を削る。

第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第40条関係）

劇場等の客席特例適用申請書

(あて先) 京都市 消防署長	年 月 日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名。記名押印又は署名） 電話 ー

劇場等の客席の基準について、京都市火災予防条例第48条の2又は第53条の規定により承認されるよう次のとおり申請します。			
防火対象物	名 称		主要用途
	所 在 地	電話 ー	
	管理権原者の職・氏名（記名押印又は署名）	印	
申 請 区 分	<input type="checkbox"/> 屋外 <input type="checkbox"/> 屋内	期 間	年 月 日～ 年 月 日
特例の承認を受けようとする事項			
特例の承認を受けようとする理由及び承認を受けるための措置			
備 考			

注1 期間については、第53条の規定又は期間を限り特例適用の申請をする場合のみ記入してください。

2 該当する□には、レ印を記入してください。

3 客席の状況等の見取図を添付してください

第17号様式備考以外の部分中「京都市火災予防条例」の右に「第48条の2又は

第53条」を加え、「 客席におけるいす席の固定についての特例」を

- 客席
- 客席
- 客席
- 客席

におけるいす席の固定についての特例  
 における座席幅についての特例  
 における立見席についての特例  
 における手すりについての特例  
 に改める。」

第20号様式の次に次の1様式を加える。

第20号様式の2（第44条の2関係）

公表承諾書

(あて先) 京都市 消防署長	年 月 日
承諾者の住所（法人にあっては、主たる事業所の所在地）	承諾者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名、記名押印又は署名） 電話 —

私が する次の防火対象物又はその部分について、京都市火災予防規程第44条の2の規定により公表されることを承諾します。

防火対象物	名 称	主要用途	
	所 在 地		
その他必要な事項			

第 2 2 号様式注中「指定区域台帳イ」を「別に定める指定区域台帳イ」に改める。

第 2 9 号様式注以外の部分中「消防用設備等設置計画書」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画書」に、「消防用設備等の設置の届出書」を「消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書」に改め、「設置する消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第 3 3 号様式中「消防用設備等検査済証交付証明申請書」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明申請書」に、「第 3 1 条の 3 第 3 項」を「第 3 1 条の 3 第 4 項」に、「消防用設備等検査済証」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」に改め、「設置されている消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第 3 4 号様式中「消防用設備等検査済証交付証明書」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証交付証明書」に改め、「設置されている消防用設備等」の右に「又は特殊消防用設備等」を加え、「第 3 1 条の 3 第 3 項」を「第 3 1 条の 3 第 4 項」に、「消防用設備等検査済証」を「消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証」に改める。

第 3 5 号様式中「消防用設備等維持台帳」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等維持台帳」に、「消防用設備等の」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等の」に改める。

第 3 6 号様式中「消防用設備等経歴表」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等経歴表」に、「消防用設備等の」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等の」に改める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 2 条の改正規定は、平成 1 7 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 従前の第4号様式の内紙は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局予防部予防課)